

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号） 解説の一部改正の新旧対照表

○ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号） 解説

- ・改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。
- ・改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- ・改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン                      （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（<u>最終改正令和5年個人情報保護委員会・総務省告示第1号</u>））の解説  <u>令和4年3月（令和5年3月更新）</u>                      個人情報保護委員会                      総務省                      目次</p> <p>[1～2 略]</p> <p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）                      [3-1・3-2 略]</p> <p>3-3 個人情報の取得（第7条～第9条関係）                      [3-3-1 略]</p>	<p style="text-align: center;">電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン                      （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号）の解説</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年3月</u>                      個人情報保護委員会                      総務省                      目次</p> <p>[1～2 同左]</p> <p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）                      [3-1・3-2 同左]</p> <p>3-3 個人情報の取得（第7条～第9条関係）                      [3-3-1 同左]</p>

3-3-2 適正取得（第8条第1項関係）

[3-3-3~3-3-7 略]

[3-4~3-12 略]

[4~7 略]

[【付録】 略]

[【凡例】 略]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和5年4月1日時点とする。

1 目的及び適用対象

1-1 目的

[略]

(参考)

[法第1条・法第3条・法第6条 略]

法第9条

国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

3-2-2 適正取得（第8条第1項関係）

[3-3-3~3-3-7 同左]

[3-4~3-12 同左]

[4~7 同左]

[【付録】 同左]

[【凡例】 同左]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和4年4月1日時点とする。

1 目的及び適用対象

1-1 目的

[同左]

(参考)

[法第1条・法第3条・法第6条 同左]

法第9条

国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

[法第 47 条・法第 54 条（第 4 項） 略]

1-2 適用対象（第 2 条第 1 項関係）

[略]

本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。

外国にある個人情報取扱事業者等（※1）が、日本の居住者等国内にある者（※2）に対する物品又は役務の提供（※3）に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用される（※4）。なお、域外適用の対象となる場合には、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれる。

[【域外適用の対象とならない事例】・【域外適用の対象とならない事例】 略]

[法第 47 条・法第 54 条（第 4 項） 同左]

1-2 適用対象（第 2 条第 1 項関係）

[同左]

本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。

外国にある個人情報取扱事業者等（※1）が、日本の居住者等国内にある者（※2）に対する物品又は役務の提供（※3）に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用される（※4）。なお、域外適用の対象となる場合には、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれる。

[【域外適用の対象とならない事例】・【域外適用の対象とならない事例】 同左]

<p>[ (※1) ~ (※3) 略]</p> <p>(※4) <u>法第 171 条</u>により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができる。</p> <p>[ (※5) 略]</p> <p>[略]</p> <p>[1-3 略]</p> <p>2 定義</p> <p>[2-1~2-5 略]</p> <p>2-6 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）</p> <p>「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する<u>地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）</u>を除いた者をいう。</p> <p>ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と</p>	<p>[ (※1) ~ (※3) 同左]</p> <p>(※4) <u>法第 166 条</u>により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができる。</p> <p>[ (※5) 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[1-3 同左]</p> <p>2 定義</p> <p>[2-1~2-5 同左]</p> <p>2-6 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）</p> <p>「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する<u>地方独立行政法人</u>を除いた者をいう。</p> <p>ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と</p>
---	---

認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（参考）

[法第16条（第2項）・法第2条（第9項）・法第2条（第10項） 略]

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 行政機関
- (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
- (3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第1

認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（参考）

[法第16条（第2項）・法第2条（第9項）・法第2条（第10項） 同左]

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 行政機関
- (2) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第7号イ及びロ、第89条第3項から第5項まで、第117条第3項から第5項まで並びに第123条第2項において同じ。）

6条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。)

法別表第2

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

[2-7~2-9 略]

2-10 個人関連情報取扱事業者（法第16条第7項関係）

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2

法別表第2

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）
放送大学学園	放送大学学園法

[2-7~2-9 同左]

2-10 個人関連情報取扱事業者（法第16条第7項関係）

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2

条第 10 項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者

[（参考） 略]

条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者

[（参考） 同左]

[2-11~2-18 略]

2-19 学術研究機関等（法第 16 条第 8 項関係）

「学術研究機関等（※1）」とは、大学その他の学術研究（※2）を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国公立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

（※1）国公立の大学等、法別表第 2 に掲げる法人又は地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの若しくは同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

[2-11~2-18 同左]

2-19 学術研究機関等（法第 16 条第 8 項関係）

「学術研究機関等（※1）」とは、大学その他の学術研究（※2）を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

（※1）国立の大学等、法別表第 2 に掲げる法人のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

<p>[ (※2) 略]</p> <p>[ (参考) 略]</p> <p>[2-20 略]</p> <p>3 電気通信事業者の義務 (第2章関係)</p> <p>3-1 個人情報の利用目的 (第4条・第5条、第9条第3項関係)</p> <p>[3-1-1~3-1-5 略]</p> <p>3-1-6 利用目的による制限の例外 (第5条第3項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>第5条 (第3項)</u></p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) <u>法令 (条例を含む。以下この章において同じ。)</u> に基づく場合</p> <p>[ (2) ~ (6) 略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>第18条 (第3項)</u></p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) <u>法令 (条例を含む。以下この章において同じ。)</u> に基づく場合</p> </div>	<p>[ (※2) 同左]</p> <p>[ (参考) 同左]</p> <p>[2-20 同左]</p> <p>3 電気通信事業者の義務 (第2章関係)</p> <p>3-1 個人情報の利用目的 (第4条・第5条、第9条第3項関係)</p> <p>[3-1-1~3-1-5 同左]</p> <p>3-1-6 利用目的による制限の例外 (第5条第3項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>第5条 (第3項)</u></p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) <u>法令</u> に基づく場合</p> <p>[ (2) ~ (6) 同左]</p> </div> <p>[同左]</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>第18条 (第3項)</u></p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) <u>法令</u> に基づく場合</p> </div>
--	--

[(2)～(6) 略]	[(2)～(6) 同左]
<p>[3-1-7 略]</p> <p>[3-2 略]</p> <p>3-3 個人情報の取得（第7条～第9条関係）</p> <p>[3-3-1 略]</p> <p><u>3-3-2</u> 適正取得（第8条第1項関係）</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。</p> <p>[【電気通信事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】略]</p> <p>[（※1） 略]</p> <p>（※2） 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又</p>	<p>[3-1-7 同左]</p> <p>[3-2 同左]</p> <p>3-3 個人情報の取得（第7条～第9条関係）</p> <p>[3-3-1 同左]</p> <p><u>3-2-2</u> 適正取得（第8条第1項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。</p> <p>[【電気通信事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】同左]</p> <p>[（※1） 同左]</p> <p>（※2） 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又</p>

<p>は盗用したときは、<u>法第 179 条</u>により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p> <p>〔（参考） 略〕</p> <p>3-3-3 要配慮個人情報の取得（第 8 条第 2 項関係） 〔略〕</p> <p>要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（9）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。</p> <p>なお、電気通信事業者は、要配慮個人情報を取得した場合においても、電気通信役務の提供契約の締結又は当該役務の提供に当たって、当該情報に基づき、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを行ってはならない（電気通信事業法第 6 条）。</p> <p>〔（※1）・（※2） 略〕</p> <p>〔（1）～（6） 略〕</p> <p>（7）当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国（本邦の域外</p>	<p>は盗用したときは、<u>法第 174 条</u>により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p> <p>〔（参考） 同左〕</p> <p>3-3-3 要配慮個人情報の取得（第 8 条第 2 項関係） 〔同左〕</p> <p>要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（9）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。</p> <p>なお、電気通信事業者は、要配慮個人情報を取得した場合においても、電気通信役務の提供契約の締結又は当該役務の提供に当たって、当該情報に基づき、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを行ってはならない（電気通信事業法第 6 条）。</p> <p>〔（※1）・（※2） 同左〕</p> <p>〔（1）～（6） 同左〕</p> <p>（7）当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国（本邦の域外</p>
---	---

<p>にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者又は外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合 (第 8 条第 2 項第 7 号関係)</p> <p>要配慮個人情報、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。</p> <p>[①～⑨ 略]</p> <p><u>⑩外国において法第 16 条第 8 項に規定する学術研究機関等に相当する者</u></p> <p><u>⑪外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p>[ (8) ・ (9) 略]</p> <p>[ (参考) 略]</p> <p>[3-3-4～3-3-7 略]</p> <p>[3-4・3-5 略]</p> <p>3-6 個人データの漏えい等の報告等 (第 16 条関係)</p> <p>[3-6-1・3-6-2 略]</p>	<p>にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者又は外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合 (第 8 条第 2 項第 7 号関係)</p> <p>要配慮個人情報、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。</p> <p>[①～⑨ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>⑩外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p>[ (8) ・ (9) 同左]</p> <p>[ (参考) 同左]</p> <p>[3-3-4～3-3-7 同左]</p> <p>[3-4・3-5 同左]</p> <p>3-6 個人データの漏えい等の報告等 (第 16 条関係)</p> <p>[3-6-1・3-6-2 同左]</p>
---	---

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項関係）

[略]

3-6-3-1 報告対象となる事態

電気通信事業者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第150条第1項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等）に報告しなければならない（※1）（※2）。

[略]

(参考)

[法第26条（第1項）・規則第7条 略]

法第150条（第1項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第148条第1項の規定による勧告又は同条第2項若しくは第3項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項関係）

[同左]

3-6-3-1 報告対象となる事態

電気通信事業者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第147条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等）に報告しなければならない（※1）（※2）。

[同左]

(参考)

[法第26条（第1項）・規則第7条 同左]

法第147条（第1項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第145条第1項の規定による勧告又は同条第2項若しくは第3項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第26条第1項、第143条第1項、第159条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律

第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、第163条並びに第164条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

[3-6-3-2 略]

3-6-3-3 速報 (第16条第2項関係)

[略]

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会(法第150条第1項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等)に報告しなければならない。総務大臣等に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、電気通信事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、電気通信事業者が当該事態を知った時点からおおむね3~5日以内である。

個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等に対して行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足り

第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、第160条並びに第161条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

[3-6-3-2 同左]

3-6-3-3 速報 (第16条第2項関係)

[同左]

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会(法第147条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等)に報告しなければならない。総務大臣等に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、電気通信事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、電気通信事業者が当該事態を知った時点からおおむね3~5日以内である。

個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等に対して行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足り

る。

[略]

[（参考） 略]

#### 3-6-3-4 確報（第 16 条第 3 項関係）

[略]

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30 日以内（第 16 条第 1 項第 3 号の事態においては 60 日以内。同号の事態に加え、同項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の事態にも該当する場合も 60 日以内。）に個人情報保護委員会（法第 150 条第 1 項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣等）に報告しなければならない。30 日以内又は 60 日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、電気通信事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を 1 日目とする。

確報においては、3-6-3-3（1）から（9）までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時

る。

[同左]

[（参考） 同左]

#### 3-6-3-4 確報（第 16 条第 3 項関係）

[同左]

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30 日以内（第 16 条第 1 項第 3 号の事態においては 60 日以内。同号の事態に加え、同項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の事態にも該当する場合も 60 日以内。）に個人情報保護委員会（法第 147 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣等）に報告しなければならない。30 日以内又は 60 日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、電気通信事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を 1 日目とする。

確報においては、3-6-3-3（1）から（9）までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時

<p>点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。</p> <p>[ (※1) ・ (※2) 略 ]</p> <p>[ (参考) 略 ]</p> <p>3-6-3-5 委託元への通知による例外 (第 16 条第 5 項関係)</p> <p>[略]</p> <p>委託先は、個人情報保護委員会 (法第 150 条第 1 項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等) への報告義務を負っている委託元に対し、3-6-3-3 (1) から (9) までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点からおおむね 3~5 日以内である。</p> <p>この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。</p> <p>なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。</p>	<p>点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。</p> <p>[ (※1) ・ (※2) 同左 ]</p> <p>[ (参考) 同左 ]</p> <p>3-6-3-5 委託元への通知による例外 (第 16 条第 5 項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>委託先は、個人情報保護委員会 (法第 147 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等) への報告義務を負っている委託元に対し、3-6-3-3 (1) から (9) までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点からおおむね 3~5 日以内である。</p> <p>この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。</p> <p>なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。</p>
--	--

<p>[ (参考) 略]</p> <p>[3-6-4 略]</p> <p>3-7 個人データの第三者への提供 (第 17 条～第 20 条関係)</p> <p>3-7-1 第三者提供の制限の原則 (第 17 条第 1 項関係)</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意 (※1) を得ないで提供してはならない (※2) (※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況 (取り扱う個人データの性質及び量を含む。) 等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない (3-1-1 (利用目的の特定) 参照)。</p> <p>[ (※1) ・ (※2) 略]</p> <p>(※3) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等 (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含</p>	<p>[ (参考) 同左]</p> <p>[3-6-4 同左]</p> <p>3-7 個人データの第三者への提供 (第 17 条～第 20 条関係)</p> <p>3-7-1 第三者提供の制限の原則 (第 17 条第 1 項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意 (※1) を得ないで提供してはならない (※2) (※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況 (取り扱う個人データの性質及び量を含む。) 等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない (3-1-1 (利用目的の特定) 参照)。</p> <p>[ (※1) ・ (※2) 同左]</p> <p>(※3) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等 (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含</p>
--	--

む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

[略]

[ (1) ~ (6) 略 ]

(7) 電気通信事業者が個人データを学術研究機関等（※1）に提供する場合であって、当該学術研究機関等（※1）が当該個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該電気通信事業者が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（第17条第1項第7号関係）

[ (※1) ・ (※2) 略 ]

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような形で当該個人データを加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提

む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第174条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

[同左]

[ (1) ~ (6) 同左 ]

(7) 電気通信事業者が個人データを学術研究機関等（※1）に提供する場合であって、当該学術研究機関等（※1）が当該個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該電気通信事業者が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（第17条第1項第7号関係）

[ (※1) ・ (※2) 同左 ]

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、当該個人データを不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データ

<p>供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>〔（参考） 略〕</p> <p>3-7-2 オプトアウトによる第三者提供（第17条第2項～第7項、第9項関係）</p> <p>3-7-2-1 オプトアウトに関する原則（第17条第2項、第4項～第7項、第9項関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（※1）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間が確保されるよう本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第17条第4項第1号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。</p>	<p>の範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>〔（参考） 同左〕</p> <p>3-7-2 オプトアウトによる第三者提供（第17条第2項～第7項、第9項関係）</p> <p>3-7-2-1 オプトアウトに関する原則（第17条第2項、第4項～第7項、第9項関係）</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>（※1）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、<u>上記の（1）から（9）までに掲げる事項をあらかじめ</u>、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間が確保されるよう本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第17条第4項第1号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断さ</p>
--	--

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

[ (※2) ~ (※8) 略]

[ (参考) 略]

[3-7-2-2 略]

[3-7-3・3-7-4 略]

3-7-5 外国にある第三者への提供の制限 (第18条関係)  
[略]

[3-7-5-1 略]

れ得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

[ (※2) ~ (※8) 同左]

[ (参考) 同左]

[3-7-2-2 同左]

[3-7-3・3-7-4 同左]

3-7-5 外国にある第三者への提供の制限 (第18条関係)  
[同左]

[3-7-5-1 同左]

3-7-5-2 電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等

[略]

(参考)

[法第 28 条 略]

#### 規則第 15 条

1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

- (1) 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されると認めるに足りる状況にあること。
- (2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。
- (3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

3-7-5-2 電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等

[同左]

(参考)

[法第 28 条 同左]

#### 規則第 15 条

1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

- (1) 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されると認めるに足りる状況にあること
- (2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること
- (3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること

(4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。

(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

[2~4 略]

[規則第 16 条・規則第 17 条・規則第 18 条 略]

(4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること

(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

[2~4 同左]

[規則第 16 条・規則第 17 条・規則第 18 条 同左]

3-7-6 第三者提供に係る記録の作成等（第 19 条関係）

[略]

(参考)

[法第 29 条・規則第 19 条 略]

規則第 20 条

[1 略]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 29 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについて

3-7-6 第三者提供に係る記録の作成等（第 19 条関係）

[同左]

(参考)

[法第 29 条・規則第 19 条 同左]

規則第 20 条

[1 同左]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 29 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについて

は、同項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 21 条 略]

3-7-7 第三者提供を受ける際の確認等（第 20 条関係）

[略]

(参考)

[【第三者提供を受ける際の確認（法第 30 条第 1 項・第 2 項関係）】  
略]

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 30 条第 3 項・第 4 項関係）】

[法第 30 条（第 3 項・第 4 項）・規則第 23 条 略]

規則第 24 条

[1 略]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 25 条 略]

は、法第 29 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 21 条 同左]

3-7-7 第三者提供を受ける際の確認等（第 20 条関係）

[同左]

(参考)

[【第三者提供を受ける際の確認（法第 30 条第 1 項・第 2 項関係）】  
同左]

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 30 条第 3 項・第 4 項関係）】

[法第 30 条（第 3 項・第 4 項）・規則第 23 条 同左]

規則第 24 条

[1 同左]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 25 条 同左]

<p>3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（第 21 条関係） [略]</p> <p>[3-8-1・3-8-2 略]</p> <p>3-8-3 本人の同意等の確認の方法（第 21 条第 1 項、第 2 項関係） [3-8-3-1・3-8-2-2 略]</p> <p>3-8-3-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法（第 21 条第 2 項第 3 号関係） [略]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に第 21 条第 2 項に規定する方法により確認を行い、3-8-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の<u>施行日（令和 4 年 4 月 1 日）</u>の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>例えば、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報である</p>	<p>3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（第 21 条関係） [同左]</p> <p>[3-8-1・3-8-2 同左]</p> <p>3-8-3 本人の同意等の確認の方法（第 21 条第 1 項、第 2 項関係） [3-8-3-1・3-8-2-2 同左]</p> <p>3-8-3-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法（第 21 条第 2 項第 3 号関係） [同左]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に第 21 条第 2 項に規定する方法により確認を行い、3-8-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の<u>施行日</u>の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>例えば、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報である</p>
--	--

<p>ことを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であること の確認」が行われているものである。</p> <p>[（参考） 略]</p> <p>3-8-4 提供元における記録義務（第 21 条第 5 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 21 条第 1 項の規定 による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない（第 21 条 第 5 項）。なお、「第三者」のうち、次の（1）から（4）までに掲げる者に 個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない（第 19 条第 1 項）。</p> <p>(1) 国の機関（法第 16 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 地方公共団体（法第 16 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(3) <u>独立行政法人等（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行 政法人及び法別表第 1 に掲げる法人をいう。法別表第 2 に掲げる法人を 除く。）</u>（法第 16 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>(4) <u>地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方 独立行政法人をいう。同法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的と するもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（子に係る部分に限る。）に掲 げる業務を目的とするものを除く。）</u>（法第 16 条第 2 項第 4 号関係）</p>	<p>ことを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であること の確認」が行われているものである。</p> <p>[（参考） 同左]</p> <p>3-8-4 提供元における記録義務（第 21 条第 5 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 21 条第 1 項の規定 による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない（第 21 条 第 5 項）。なお、「第三者」のうち、次の（1）から（4）までに掲げる者に 個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない（第 19 条第 1 項）。</p> <p>(1) 国の機関（法第 16 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 地方公共団体（法第 16 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(3) <u>独立行政法人等（法第 16 条第 2 項第 3 号関係）</u></p> <p>(4) <u>地方独立行政法人（法第 16 条第 2 項第 4 号関係）</u></p>
--	---

<p>[ (参考) 略]</p> <p>[3-8-4-1・3-8-4-2 略]</p> <p>3-8-4-3 提供元における記録事項 (第 21 条第 5 項・第 6 項関係)</p> <p>[3-8-4-3-1 略]</p> <p>3-8-4-3-2 記録事項の省略 (第 21 条第 6 項関係)</p> <p>[略]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-4 (提供元における記録義務) に規定する方法により作成した記録 (現に保存している場合に限る。) に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の施行日 (令和 4 年 4 月 1 日) の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 21 条第 6 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-8-4-4 (保存期間) を参照のこと。</p>	<p>[ (参考) 同左]</p> <p>[3-8-4-1・3-8-4-2 同左]</p> <p>3-8-4-3 提供元における記録事項 (第 21 条第 5 項・第 6 項関係)</p> <p>[3-8-4-3-1 同左]</p> <p>3-8-4-3-2 記録事項の省略 (第 21 条第 6 項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-4 (提供元における記録義務) に規定する方法により作成した記録 (現に保存している場合に限る。) に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 21 条第 6 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-8-4-4 (保存期間) を参照のこと。</p>
---	---

<p>[ (参考) 略]</p> <p>[3-8-4-4 略]</p> <p>3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第 22 条～第 29 条関係）</p> <p>3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第 22 条関係）</p> <p>[ (1) 略]</p> <p>(2) 保有個人データの利用目的の通知（第 22 条第 2 項、第 3 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知（※）しなければならない。</p> <p>なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>[①～③ 略]</p> <p>④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第 9 条第</p>	<p>[ (参考) 同左]</p> <p>[3-8-4-4 同左]</p> <p>3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第 22 条～第 29 条関係）</p> <p>3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第 22 条関係）</p> <p>[ (1) 同左]</p> <p>(2) 保有個人データの利用目的の通知（第 22 条第 2 項、第 3 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知（※）しなければならない。</p> <p>なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>[①～③ 同左]</p> <p>④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、<u>本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすお</u></p>
---	--

<p>4 項第 3 号) (3-3-7 (利用目的の通知等をしなくてよい場合) 参照)</p> <p>[ (※) 略]</p> <p>[ (参考) 略]</p> <p>[3-9-2~3-9-6 略]</p> <p>3-9-7 開示等の請求等に応じる手続 (第 27 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業者は、開示等の請求等 (※1) において、これを受け付ける方法として次の (1) から (4) までの事項を定めることができる。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略]</p> <p>[略]</p> <p>(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め (3-9-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照)、保有個人データの開示 (3-9-2 (保有個人データの開示) 参照)、訂正等 (3-9-4 (保有個人データの訂正等) 参</p>	<p>それがあある場合 (第 9 条第 4 項第 3 号) (3-3-7 (利用目的の通知等をしなくてよい場合) 参照)</p> <p>[ (※) 同左]</p> <p>[ (参考) 同左]</p> <p>[3-9-2~3-9-6 同左]</p> <p>3-9-7 開示等の請求等に応じる手続 (第 27 条関係)</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業者は、開示等の請求等 (※1) において、これを受け付ける方法として次の (1) から (4) までの事項を定めることができる。</p> <p>[ (1) ~ (4) 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め (3-9-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照)、保有個人データの開示 (3-9-2 (保有個人データの開示) 参照)、訂正等 (3-9-4 (保有個人データの訂正等) 参</p>
---	--

照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止(3-9-5(保有個人データの利用停止等)参照)、又は第三者提供記録の開示(3-9-3(第三者提供記録の開示)参照)の請求をいう。

[ (※2) ・ (※3) 略 ]

(参考)

[法第37条 略]

政令第12条

法第37条第1項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第35条第1項及び第40条第3項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式
- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 法第38条第1項の手数料の徴収方法

[政令第13条 略]

照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止(3-9-5(保有個人データの利用停止等)参照)、又は第三者提供記録の開示に関する請求(3-9-3(第三者提供記録の開示)参照)の請求をいう。

[ (※2) ・ (※3) 同左 ]

(参考)

[法第37条 同左]

政令第12条

法第37条第1項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第33条第1項及び第38条第3項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式
- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 法第38条第1項の手数料の徴収方法

[政令第13条 同左]

[3-9-8・3-9-9 略]

[3-10・3-11 略]

### 3-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第 33 条～第 36 条関係）

[【匿名加工情報の作成等（第 33 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（第 33 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 36 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（第 33 条第 5 項、第 34 条関係）】略]

【識別行為の禁止（第 33 条第 6 項、第 35 条関係）】

[第 33 条（第 6 項） 略]

#### 第 35 条

匿名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 33 条第 1 項若しくは法第 116 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

[略]

[3-9-8・3-9-9 同左]

[3-10・3-11 同左]

### 3-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第 33 条～第 36 条関係）

[【匿名加工情報の作成等（第 33 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（第 33 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 36 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（第 33 条第 5 項、第 34 条関係）】同左]

【識別行為の禁止（第 33 条第 6 項、第 35 条関係）】

[第 33 条（第 6 項） 同左]

#### 第 35 条

匿名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 33 条第 1 項若しくは法第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

[同左]

(参考)

[【匿名加工情報の作成等（法第 43 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 6 項、第 46 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（法第 43 条第 4 項、第 44 条関係）】 略]

【識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）】

[法第 43 条（第 5 項） 略]

#### 法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 116 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 学術研究機関等の責務（第 37 条関係）

[4-1 略]

4-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究

(参考)

[【匿名加工情報の作成等（法第 43 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 6 項、第 46 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（法第 43 条第 4 項、第 44 条関係）】 同左]

【識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）】

[法第 43 条（第 5 項） 同左]

#### 法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 学術研究機関等の責務（第 37 条関係）

[4-1 同左]

4-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究

機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第 149 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

(参考)

法第 149 条 (第 1 項)

[1 略]

[5~7 略]

[【付録】 略]

機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第 146 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

(参考)

法第 146 条 (第 1 項)

[1 同左]

[5~7 同左]

[【付録】 同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。